

仲裁人の忌避に関する規則

第1条（趣旨）

この規則は、スポーツ仲裁規則第23条、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第28条、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第26条、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第28条及び加盟団体スポーツ仲裁規則第23条（以下、まとめて「忌避条項」という。）に定める仲裁人の忌避に関して必要な事項を定める。

第2条（忌避委員会の設置）

忌避条項第2項により、当事者の一方による仲裁人忌避の申立てがあった場合には、代表理事（機構長）は、忌避委員会を設置する。

第3条（忌避委員会委員の選任）

代表理事（機構長）は、忌避委員会の委員として、仲裁人リストに掲載されていない者であって、次に掲げる要件を満たすものから2名、機構の監事のうち1名、以上3名を指名する。

- (a) 弁護士、大学における法学系科目の講義担当者などの法律専門職にあること、又はこれに相当する法的素養があること。
- (b) スポーツについて理解があること。
- (c) 独立して、公平・適正な判断を下せること。

第4条（忌避委員会の任務）

- 1 忌避委員会は、当事者及び問題となっている仲裁人に対して意見を述べる機会を与えなければならない。これは、任意性が確保できる方法によらなければならない。
- 2 忌避委員会は、前項に定める意見聴取に基づき、民事訴訟法第24条に定める基準に照らして、忌避を可とするか否かを決定する。意見が分かれる場合には多数決による。
- 3 代表理事（機構長）は、当事者及び問題となっている仲裁人に対して、前項の結果を機構の決定として書面により通知する。

第5条（忌避委員会の任務の終了と報酬）

- 1 忌避委員会は、前条第2項の決定をもって任務を終了し、解散する。
- 2 忌避委員会の委員には、スポーツ仲裁人報償金規程に基づく仲裁人報

償金と同額の謝金を支払う。

第 6 条（裁判所への申立て）

この規則により仲裁人を忌避する理由がない旨の決定がされた場合、仲裁法第 19 条第 4 項の適用があるときには、この規則は、その忌避の申立てをした当事者が裁判所に対して当該仲裁人の忌避の申立てをすることを妨げるものではない。

附則

この規則は 2008 年 5 月 12 日から施行する。

附則 2

この規則は、2009 年 4 月 1 日に遡って施行する。

附則 3

この規則は 2012 年 3 月 1 日から施行する。

附則 4

この規則は、2014 年 4 月 1 日から施行する。